

門総人第 665 号

令和5年5月 25 日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本 一孝

夏季一時金等について (回答)



1 夏期一時金について

夏期一時金については、条例どおりの支給とする。

一般職については、期末手当1. 20か月、勤勉手当は1. 00か月とし、合計2. 20か月分を再任用職員については、期末手当0. 675か月、勤勉手当は0. 475か月とし、合計1. 15か月分を支給要件を満たす会計年度任用職員については、期末手当1. 20か月を6月30日に支給する。

職員給与については、これまで人事院勧告並びに国、府、各市の状況に準じ改定を行ってきたところであり、今後も引き続き、同様に対応してまいりたい。

なお、地域手当の支給割合は、本市の厳しい財政状況に鑑み、当分の間、現状維持の14%と致しており、引き続きご理解ご協力を願いするものであるが、できる限り早期に条例に規定する15%支給とできるよう努めてまいりたい。

2 役職段階別加算制度について

役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3 人事評価の処遇反映について

人事評価制度については、地方公務員法に基づく、勤勉手当・昇給への反映を含む制度としており、アンケート等でお聞かせいただいた意見等を参考に、より良い制度となるよう必要に応じ改善を図ってまいりたい。

4 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類に変更されたことにより、同日より新型コロナウイルス感染症に関連した特別休暇や職務免除を廃止するなど、ポストコロナに向けた働き方に移行しているところである。今後も感染状況や国・府の動向を注視しつつ、職員が安心して働く職場環境の整備に努めてまいりたい。

5 職員採用について

職員採用については、令和6年4月採用人数について精力的に検討を重ねてきた結果、すでに前倒しにて試験を開始している事務職（大学卒）7人程度に、

- | | |
|------------|------|
| ・事務職（高校卒等） | 2人程度 |
| ・事務職（学芸員） | 若干名 |

を加え、10人程度の採用とする。

令和6年4月1日の基本定数については、こども発達支援センターの指定管理者制度への移行等に伴い、本年4月1日より一定数減少する見込みであることから、6年4月1日には職員数が基本定数を上回る見込みである。

今後についても段階的な定年引上げにより、定年退職者がいない年度もあるが、普通退職者や採用の平準化等を考慮し、採用人数を検討してまいりたい。

6 会計年度任用職員の報酬等について

会計年度任用職員制度については、令和2年度から運用しているところであるが、先日、地方自治法が改正され、6年度から勤勉手当が支給できるようになり、また、常勤職員の給与が改定された場合における会計年度任用職員の給与の取扱いについて、改定時期等を含めて常勤職員の取扱いに準じることを基本とするよう国より通知があったことから、今後これらの趣旨を踏まえて、本市会計年度任用職員の待遇についても検討してまいりたい。

7 福利厚生制度について

門真市職員厚生会において、今年度、宿泊補助の上限を5千円から1万円に拡充するとともに、市制施行60周年を記念してマイボトルを配布する予定である。また、年度当初にはリロクラブのサービス利用時に使用できるクラブギフトを1,000ポイント付与するなど、補助等を拡充しているところであり、引き続き福利厚生制度の充実に努めてまいりたい。

8 長時間労働や時間外勤務の上限規制について

長時間労働対策については、効率的な業務運営の推奨、ノーカンボーダー及びノーカンボーダー推進月間の実施など、長時間労働の縮減に向け、全庁を上げ取り組んできたところである。

今後とも、引き続き長時間労働対策を積極的に進め、職員の健康を守る立場から、職場実態の把握に努めるとともに、安全衛生委員会での啓発等、職場環境の改善等の取組を進めてまいりたい。

9 夏期休暇について

夏期休暇については、国、府及び府内各市町村の付与状況などの社会情勢を踏まえつつ、市民の理解が得られる休暇制度に見直す必要があると判断し、平成23年4月28日の申入れ時から5日間への見直しを求めているところである。

しかしながら、この間、協議・交渉の中でも議論となつた長時間労働については、課題解消に向けた取組を真摯に行う必要性もあることなどを考慮し、慎重に検討を行った結果、今年度についても、昨年同様、7日間とする。

再任用職員のうち、週5日勤務は7日、週4日勤務は4日とする。

一定の要件を満たす会計年度任用職員については、夏季休暇の付与日数を国に準じ3日とする。

取得期間については、7、8、9月の3か月とする。

10 会計年度任用職員の病気休暇の新設について

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、国においても発症後5日間は外出を控えることが推奨されていること等を踏まえ、現行のインフルエンザに罹患した際に取得することができる有給の病気休暇5日間について、コロナに罹患した場合も取得することができるよう今後、必要な手続きを行ってまいりたい。

11 定年の引上げについて

定年引上げについては、劳使合意のもと、昨年度制度化を図ったところであるが、春闇時に提出のありました要求につきましても、引き続き検討してまいりたい。

なお、在職期間40年に達する職員へのリフレッシュ休暇の付与及びリフレッシュ支援金の支給については、他の市町村等の動向を引き続き注視するとともに、支援金については併せて門真市職員厚生会においても議論してまいりたい。

職員の給与・勤務労働条件に関する事項につきましては、これまでも労使協議のうえ実施してきたところであり、今後も労使協議・労使合意の上、実施してまいりたい。